

庁舎建設特別委員会会議録

平成24年5月18日(金)

(開会)10:00

(閉会)12:07

案 件

1. 庁舎建設に関することについて

委員長

ただ今から庁舎建設特別委員会を開会いたします。庁舎建設に関することについてを議題といたします。本庁舎整備方針についての説明を求めます。

市長

おはようございます。

庁舎整備問題につきましては、本委員会におきましてもご報告させていただいておりますが、市民アンケートを実施し、諮問機関であります庁舎問題検討委員会におきまして、ご審議をいただき答申(検討報告書)を受け、それを踏まえて慎重に検討いたしております。

本日は、前回の委員会においても答弁しておりますとおり、その骨子について、「本庁舎整備方針」という形でとりまとめましたのでご報告させていただきます。

現本庁舎はご存じのとおり、昭和39年に建設し築後48年を経過しますことから、建物及び設備の老朽化から、合併特例債を活用できるこの期に建替えた方が効率的と考え、「建替え」の方針で事務を進めてまいります。

次に、最大の懸案であります新庁舎の位置につきましては、合併協定の中で「新庁舎は穂波町地内とする」とされております。

検討報告書の候補地について、地方自治法第4条第2項でいう本庁舎の求められる「住民の利便性、交通事情、他の官公署との関係等」、また、早期実現性、経済性・効率性等についてその適性を検討してまいりましたが、費用や条件整備、市民アンケート結果や将来のまちづくりを見据えたなかで、「現在地敷」での建替えが最適であると判断いたしました。

また、穂波庁舎については、今後とも本庁機能の一部を配置して有効に活用することとし、事業費の抑制に努めていくこととしております。

新庁舎の事務所の位置につきましては、合併協議時に慎重に検討された事項であると考えます。当時協議に携わられた方々、また特に地域の方々には協定内容に沿わない結果となりますが、熟慮に熟慮を重ね、慎重に検討した結果の苦渋の判断でございます。

詳細は担当より説明させますが、今後は、合併当時の関係者のご努力、ご苦勞を決して無にすることなく、また、市民の意見を十分反映したうえで基本計画を策定し、事業を進めていくこととしております。

庁舎の位置に関連して、地域の活性化につきましては、今後とも取り組まなければならない重要な課題であると認識しております。

議会及び市民の方々のご協力を得ながら今後とも市政の運営にあたっていきたく思いますので、議員各位におかれましても何卒ご理解を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

総務部長

市長の報告と重複いたしますが、配布いたしております「飯塚市本庁舎整備方針」で説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、1ページでは、「1.本庁舎整備にかかる経緯」で庁舎問題に至ったこれまでの経緯についての概略を述べております。

「2.本庁舎整備方針策定の趣旨」ですが、今後は庁舎問題検討委員会の答申(検討報告書)を踏まえて、整備を進めていくわけですが、その整備に向けた基本計画を策定するにあたり、その方向性と基本的な事項について明確にする必要があることから、この「飯塚市本庁舎整備方針」を策定しております。

「3.本庁舎が抱える問題点」は、検討報告書の内容と同様でございます。

2ページの「4.本庁舎の建替え又は改修等の方向性」では、最初に検討報告書の結論を表記しておりますが、中段から検討報告書を踏まえて、東日本大震災の教訓から、防災の拠点及び避難所となる本庁舎については早期に耐震化すべきではあるが、現本庁舎は耐震化のみではなく、配管、昇降機のやり替え等、建築基準法に則した改修となると相当な費用を要すること。合併後、行財政改革の中で職員数の削減に取り組んできたが、今後の地域主権等による基礎的自治体への業務移管を考えると、現庁舎では執務室、会議室が狭あいで、改修しても根本的な問題解決には至らないこと。一旦改修しても、いずれ建替えが必要となることから、投資効果から考えて建替えの方が得策であり、改修では課題の先延ばしにしかならないこと。また、改修後建替えをする場合には、庁舎建設についての財源措置が望めないことから、建替えの機会は合併特例債を活用できる今が最適であり、将来負担の軽減が図られること。

以上の理由から、その方向性については「建替え」としております。

「5.新庁舎の基本方針及び機能」以降につきましては、今後の「新庁舎建設基本計画」の策定に向けての表記でございますが、その「5.新庁舎の基本方針及び機能」では、3ページにかけまして、その目的として、本市の都市目標実現に向けて、市民サービスの向上を基本に、『人にも環境にもやさしく、これからの地域主権時代の到来にも柔軟に対応できるシンプルかつ堅固で効率性・経済性の高い、行政サービスの拠点』を目標とすることとし、基本方針及び機能の詳細については、検討報告書をもとに施設、整備等を含めて基本計画の中で定めることとしております。

次に「6.新庁舎の位置」につきましては、合併協定の重みを十分理解したうえで、(3)位置の特定の項におきまして、検討報告書での3候補地について検討したうえで、4ページで地方自治法第4条第2項で本庁舎の位置に求められる「住民の利便性、交通事情、他の官公署との関係等」においても現在地が優れていること。穂波地内の候補地とした場合、補償、用地取得、造成等に時間を要し、また、現状の用途地域から各種手続きを要し、その期間も定かでないことから、不確定要素が多く、財源である合併特例債の活用期限を考えたとき、早期実現性においても具体的な計画をたてる場合に現在地が最も支障が少ないこと。庁舎建設にかかる事業費においても現在地が最も安価であり、現在地以外の候補地においては、建設費以外に造成費、上下水道費、接道周辺整備といったインフラ整備が別途必要であり、その費用は補償費、用地費を含めて不確定要素が多く、経済性・効率性においても現在地が優れていること。

「市民アンケート」でも現在地を希望する意見が最も多かったこと。「市民アンケート」、検討委員会での意見においても、事業費の抑制を求める意見が多かったことから、市の財政状況を勘案し、少しでも将来負担の軽減を考えたこと。

以上から、先ほどの市長の説明でもありましたとおり慎重に検討しました結果「現在地敷」が最も適当と判断いたしました。

(4)ゾーニングでは、建設位置を「現本館北側の第1別館及び公用車駐車場敷き」を予定しております。

「7.新庁舎の規模」では、(1)穂波庁舎の活用で、検討報告書にあるとおり、市民アンケートを踏まえ、穂波庁舎は本庁機能を有する庁舎として活用することとし、(2)新庁舎の規模

及び階層等につきましては、検討報告書の趣旨を踏まえて、詳細について基本計画及び基本設計の中で定めることとしております。

5ページの「8．費用と財源」「9．事業の方式」「10．建設スケジュール」につきましても、今後の基本計画の中で定めることとし、その基本計画の素案については8月を目途に策定を予定しております。

6ページから7ページでは、「11．本庁舎の候補地の比較検討資料(その1)」で、以前説明しました内容と同様でございますが、合併協定との整合性、他の行政計画での位置づけ、利便性、早期実現性、経済性・効率性、災害時の連携、安全性について、3候補地についての比較表ですが、適性がある事項については、課題がある事項については、その差異を表記しております。

8ページの「12．本庁舎の候補地の比較検討資料(その2)」は、これも以前に説明しました内容と同様ですが、3候補地の概算事業費の比較表を添付しております。

また、最後の9ページの「13．新庁舎建設ゾーニング」は、整備方針でのゾーニング(建設位置)の図面を添付しております。

なお、本整備方針は、市報、ホームページへの掲載、各支所公民館等に備え周知を図ると同時に、市民意見募集を行う予定としております。以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に関する質疑を含め、議題全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

上野委員

おそらく位置のことについては他の委員からも御質問があると思うので、私は前回質問をしておりました4ページですね整備方針の、新庁舎の規模、少し御説明がありましたけど、改めてお聞きします。なんで新しく建てるのに分庁方式を継続させるんですか。

庁舎建設対策課長

理由といたしましては先日もお話ししたと思えますけれども、まず1つが市民アンケートの中で穂波庁舎に限ったことではございませんけれども、各庁舎の有効活用という意見が多く出ております。それともう1点が、本庁機能集約をすることによりまして事業費が増大増高するということは市民の方々が望んであることではないというふうに考えておりますので本庁機能を穂波庁舎に残した形で、新たな本庁舎をと考えた結果でございます。今質問委員が言われますように、一方で市民に意見の中には1本にした方が利便性が高いというような意見も事実ございました。今後につきましてはそういった市民の方々の御意見を拝聴しながら運用の中でできる限り支障のないような形で運用していきたいというふうに考えています。

上野委員

支障があるに決まってるんですよ、今だってそうですから。お金の問題からお聞きします、穂波庁舎は平成6年に建ってますけど、あと残存は、どのくらい活用されるおつもりですか。

庁舎建設対策課長

一般的に耐用年数50年から65年というふうな指標が出ております。今言われますとおり、穂波庁舎は平成6年築ですので、築後十数年、まだ結構耐用年数があるということですので、できる限り有効に活用したいと思えます。

上野委員

新しい庁舎とは約20年くらい差があるわけですね。先に、20年先に向こうが使えなくなるわけでしょ。約20年。こっちを建てる。向こうが使えなくなるとどうするんですか。

総務部長

今現在、いま20年と言われましたが、今の穂波庁舎につきましても、あと40年、50年程度

は使えると。本庁舎との単純な差で20年と申されましたが、今補修をしながらですね、これからの庁舎は過去の庁舎よりも長もちするような設計になっております。それから、そういった段階でその時点での状況判断する中で考えとしてはあろうかと、現在では40年以上は使えるという状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします

上野委員

総務部長、お金の問題で言ってるんですよ。合併特例債はそのときないんですよ。そのときの人たちの真水の負担になるわけですよ。そこらへんはどう考えてあるのか教えてください。

総務部長

今現在の穂波支所、これを有効活用するということが価値が高いというふうに考えております。

上野委員

そうしたら、ほかの3つ、庄内、穎田と筑穂についてはどのような活用を考えられておられるんですか。

庁舎建設対策課長

支所機能については今後も継続して機能を残すというのが、公共施設のあり方の第一次実施計画であります。本庁機能の、穎田支所につきましては相当の経過をしておりますけども、筑穂支所につきましてはまだ建築後数年しかたっておりません。今後の筑穂支所の活用につきましては、今後行革の中で活用について検討がなされますけども、本庁機能を筑穂支所に移すという話になりますと距離的な問題もございますので、筑穂支所につきましては支所機能を、庁舎につきましても有効に活用するというところでございます。

上野委員

お金の問題でいま話してるんですけど、筑穂支所と穎田支所補強して本庁機能を一部移せば建て替えるときにすごくコンパクトで済むわけですよ、その点についてはどのようにお考えですか。

総務部長

筑穂支所、穎田支所でございます。特に筑穂支所については築年数が新しいということで公共施設の第一次の見直しの実実施計画の中でも活用するというところで、他の施設の統合も含めて今後検討していく形にいたしております。現段階では、一部貸付をいたしておりますしですね、空き室も若干ございますけども、効率的に今後とも使っていきたいと。場所的地理的要件もございまして本庁機能の分散というお話もございましたがそういった部分につきましては今後行革の部署等も含めて検討してまいりたいというふう考えております。

上野委員

金額的に提示してくださいよ。お金のことでいうと、今教育委員会と上下水道が向こうにあるわけですね、穂波支所に。往来されてるわけですよ。往復で何分かかって、何十年ですか、今から50年、50年間、その間の職員さんたちの移動についての給料についての換算とかされてあるんですか、お聞きします。

庁舎建設対策課長

質問委員の言われます庁舎間の移動等に係ります移動の人件費、公用車の管理費等につきましては、デメリットの項目としては上げておりますけど、詳細の金額の積算までは行ってはおりません。

上野委員

積算してこれ出しなおしてくださいよ。お金が安くなると言われてるんですから、必要ですよ。

総務部長

今の上野委員、質問者言われました穂波庁舎の部分まで本庁機能を完全にこちらの新しい庁舎の方に集合すべきだと、そういう費用という話でございますが、前提として検討委員会の中の論議の中で、穂波庁舎、これについては使うべきだと、市民アンケートでも使うべきだという中で検討報告書が出されておりますので、それを受けて私どもは方向性を出しておりますので、今質問が言われました部分の算出についてはいたしておりません。

上野委員

お金が安くなるっていうのは理由の1つにあるんだから、それは必要でしょうって聞いているんです。必要じゃないんですか、お金を計算する上で。

総務部長

今の職員の移動時間の積み重ねの部分が穂波庁舎の部分を本庁舎の部分に併合した方が建設費として、合併特例債を使ったときの残りの差し引きとしてどれくらいあるかの比較をしたかというお話だと思うんですがございますけども、それについてはそこまでの効果がないということで市民、住民の意見ですね、これを受けた中で今日に至っておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

上野委員

住民は計算できないんですよ、あなた方じゃないと。計算してどれくらい安くなるんで、こっちです、しかも20年先に向こうはつぶれるんでしょう。その先はこうしますって方針が必要でしょ、今だけよければいい話じゃないんですよ。計算してください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:24

再開 10:25

委員会を再開いたします。

庁舎建設対策課長

穂波支所の有効活用という問題につきましては庁舎問題検討委員会のおりに資料で出させていただいております。その中で、本庁に1本にする場合と分庁にする場合の費用計算としまして1本にすることによって延べ床面積も当然ながら建築費は上がりますし、等々の費用から約13億の費用の増高というような試算をさせていただいております。これを割り戻すと、たとえば50年ということになれば2700万円位の数字になりますが、試算するまでもないというような判断をさせていただいて、つくっておりません。

上野委員

試算するまでもない。じゃあ、向こうが先になくなるんですよ、20年後。新しいものよりも20年前に、そのときはどうされるんですか。

総務部長

今から40年、50年後の20年というお話だと思います。そこまでのについての、まだ現在考えには至っておりません。その時々の中で判断させていただければと思います。

上野委員

だから今考えなくてはいけないんじゃないですか。例えば、今の建物を貨幣価値が変わらずに、穂波庁舎の規模のものを建てようと思ったら、いくら掛かるんですか。

総務部長

穂波庁舎は現在、平成6年の築でございます。この庁舎が30億弱で建っておりますが、これをこれから40年という形での耐用年数がある部分を、まず使わないという前提からはスタートをいたしておりませんので御理解のほどよろしく申し上げます。

上野委員

もう先延ばしじゃないかと思うんですよ、せっかく合併特例債があって建てかえようとしているのに。じゃあ、お金の話は置いておいて、今から少子高齢化がもう言われて久しいんですが、周辺地域の人たちが役所にですね、来るときに、多分、1組の夫婦で4人の、お父さんとお母さんを見なくちゃいけない、場合によってはおじいちゃんもおばあちゃんもいるかもしれない。そして子供がいるんですね。お二人とも働いてらっしゃるところが多いんですけど、どちらかが1日休んで、役所回りをしなくちゃいけないときに、おばちゃんが例えばですよ、教育委員会と福祉の方に行こうと思ったら車がなければ、現況、たとえば潁田からどんな方法で来られると思いますか。

総務部長

そういった、先ほど総務課長が申しましたけども、事務ですね、支所機能の事務がそういった方々に不便のないような模索、これも、当然やっていくということを申し上げての話してございますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

上野委員

具体的に答えてくださいよ、じゃあ支所で全部終わるんですか。今度、新しく建て建てかえたら。

総務部長

検討委員会の中でもございましたけども、支所と本庁機能、今回の本庁の建てかえでございますので、支所との機能の部分での連動という部分ではなくてですね、本庁機能をどうするかということで、今回報告書をまとめさせていただいておりますので、その分、御理解のほどよろしくお願いたします。

上野委員

支所機能を充実させてと言われるからお聞きしてるんですよ。もちろん本庁のことを聞いているんですよ。だから潁田の人が車のない人が教育委員会と福祉に行こうと思ったら、どんなルートでいけるんですか。

総務部長

現在、今の現庁舎でもワンストップの工夫をやってですね、今の形にしております。だからできるだけ移動、そういった手段が必要でない部分ですね、工夫をしていくという形でできるだけ通常の作業についてはワンストップで終わるような、そういったことについてやっていくことについては、当然行革の目標としても書いておりますのでそういった部分で御理解いただければと思っております。

上野委員

だから住民の利便性考えても1つのところが絶対いいに決まっているじゃないですか。今、潁田から車のない人がこようと思ったら、乗り合い入りタクシーじゃこれないんでしょ、これないんですよ。一人の人が家全体のことを1日で済まそうとする時代が来るんですよ、今も来てるんです。それが働いてる人でなくて、おじいちゃんおばあちゃんにお任せして行ってもらう方が、家庭としてはいいわけですよ。そうしたときに子供のことと自分の福祉のことと行くときに1回で行けたほうがいいでしょ。

総務部長

今の質問者の意見は支所はなくして本庁舎に機能を集中せよという御意見ですか、極論すればそういったことですか。そういうふうに感じますので、支所を、私どもは現在、合併協議以降支所を残すというのは大前提で事務を進めておりますので総合支所機能を残した中で、分庁の部分につきましては若干の差異もございます。ですから、そういったもの総合支所機能も含めて、分庁も含めて二重作業を与えないような形の総合窓口、こういった部分の模索を今後も続けていくということについては、庁舎の部分と別に庁舎と連動した支所の機能の拡充、充実

ですね、そういった部分は当然命題として持っております。

上野委員

今言われましたね。じゃあ、本庁舎が建てかわった後、穎田、庄内、筑穂、穂波も含めてすべての支所ですべての業務が終わるんですね。確認します。

総務部長

極論を今申されましたけども、合併協議の中で私どもが申しております総合支所機能、その部分については住民の申請、そういった通常必要な部分について確保できるように取り組んでおるのは、合併時からのずっと私どもの命題でございますのでそれについては変わっておりません。

上野委員

合併協議は持ち出されないほうがいいと思いますよ、場所の問題もあるので。今言われた住民に支障のない業務、サービス、については、私が言ってるのはさっきの教育委員会とか福祉とか上下水道も含めて支所に行けばほかのところに行かずに終わるんですね。新しく庁舎ができ上がると、それだけ支所を充実させるという意味ですよ、確認します。

総務部長

行革の中でも新しい組織、毎年ずっと扱ってきておりますが、支所機能、この部分のですね総合行政機能の確保ということを命題として最大限努めております。今、極論の話を上野議員、されましたけど、本庁の建てかえの部分と支所の部分というのについては、1つ分けて判断させていただければというふうに思っております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:33

再開 10:41

休憩再開委員会を再開いたします。

総務部長

穂波庁舎の活用の関係で、いま質問者のほうから意見がございました。今後の人口動態を見ましても、いま飯塚市13万人、今度の国勢調査の結果でも確保いたしとりますが、国の調査では2割減、25年後に4割減の自治体があるということで新聞報道もなされたところでございます。今後、私ども13万人確保するために頑張っておりますけれども、この地域の人口自体が今後増加していくということは日本の現在の状況でも考えることは厳しい状況でございます。そういった中で庁舎を、今ある庁舎を、40年使える庁舎をそこで活用しないという手はございませんので、それが一番市民の皆さんのご意見からも活用すべきという中での決断でございますので、ご理解のほどよろしく願います。

上野委員

人口が今から大変減っていくということであまり大きなものは建てないでおこうという趣旨はよくわかりました。いま何十年か使える庁舎は他にも筑穂支所があります。分庁方式を続けられるんだったら、交通弱者の方がせめて今は乗り継ぎ、乗り継いでこなきゃ本庁と穂波支所にはいけないところがたくさんありますので、乗合タクシーの今後の有効活用なども頭に入れておいていただいて、横の連携を密にさせていただくようにとりあえず要望して一旦終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

1点だけ聞かせてください。4ページの、市民アンケートでも現在地を希望する市民が最も多かったことと書いてあります。この中でアンケートを何人の方に配布をされて、回収をさ

れたかということ、旧飯塚市、旧穂波、旧穎田、旧庄内ということで何名ずつそちらに配布して何名のそこから回答があったか教えてください。

庁舎建設対策課長

アンケートの集計結果でございますけれども、対象人員は全体で5,000人で、内訳としましては飯塚地区が2,990人、穂波地区が976人、筑穂地区が406人、庄内地区が394人、穎田地区が234人で計5,000人でございます。回収率は回答者でございますけれども、飯塚地区が1,146人で回収率38.3%、穂波地区が322人で回収率が33%、筑穂地区が140人で回収率が34.5%、庄内地区が149人で37.8%、穎田地区が65人で27.8%、総計で5,000人の対象者に対しまして1,826人、回収率、全体としまして36.5%となっております。

瀬戸委員

すみません。前にいただいた資料の中にあつたそうですが、先日要望書が自宅のほうに届きました。ある団体の。その中で旧飯塚市の方が一番アンケートを配布した率が多かつたのではないかと。だから飯塚市現庁舎にしたいという方が多かつたんじゃないかという意見がありましたから、ちょっとお聞きをさせていただいたんですが、大体いま聞くと5,000人のうち2,800人は旧飯塚で、あとは2,200人ぐらいが旧町ということで間違いはないですね。はい分りました。以上です。

委員長

他に。

秀村委員

そうすると、先ほどの上野委員の関係であれなんですけれども、穂波庁舎、これは今後、上下水道と教育委員会がずっと残っていくと考えていいですか。

庁舎建設対策課長

いま整備方針の中でも記載させていただいておりますけれども、合併当時は本庁の収容能力の関係で教育委員会及び上下水道局が一番、先ほどのお話ではございませんけれども、市民にとって影響が少ないという形でそういう選択がされたものと思っておりますが、今後につきましては改めて整備方針の4ページの括弧1の最後を書いておりましたとおり、具体的な入所部署につきましては今後検討した上で基本計画の中に明確にさせていただきたいというふうに考えております。

秀村委員

そうすると、まだ決まっていないということですね。そうすると、これがまた本庁に持ってきたりしたりするとコンパクトどうのこうのじゃないわけですよ。ですから、この今日発表されたことを白紙に戻していただきたいと思えます。

委員長

意見ですか。他に。

小幡委員

何点が質問させていただきます。我々の特別委員会の前に検討委員会が市長の諮問機関ということでもかなり検討をされ、検討報告書が3月付で出ておりますね。この報告書の冒頭にこの報告書の内容を十分に尊重され、適切な判断を、まあ新庁舎整備に当たっては尊重して判断をお願いいたしますと書いてありますが、この検討委員会はいくまでも市長の諮問機関ですから、市のほうに対する報告書でありまして、検討委員会の報告書は十分尊重はいたしますが、市民の代表という市議会の特別委員会が何を審議するかと。私はこの第1回目の冒頭からこの委員会のあり方についていろいろと委員長を含め質問させていただいておりますけれども、今までの進め方は検討委員会の資料を我々がいただいて、それに対していくつか質問していくと。検討

委員会の協議ありきで進んできているんですね。これは駄目と言っているわけではないですよ。私が望んでいるのは、市民の代表である市議員が委員会をつくっているんですから、その議会と執行部が膝を交えて規模なり場所なり検討を重ねる場があってもいいんじゃないかと思っ
ているんですね。ここは何かいつも報告会であって、その報告に対してただ質問をしていると。い
うようなやり方を今後庁舎に関して今から進めていく中で少し取り入れていただきたい。そ
れと前回も要望しましたが、今日、飯塚市本庁舎整備方針を一冊いただいておりますけども、
これに市長の考えもまとめて入っているんでしょうけども、これも事前配布してくれんかと委
員長に相談したんですね。きょう朝来てもらってね、はい質問と、ちょっとやり方が早過ぎる
というか、せめて2、3日前にいただければいろいろ質問するところも出てくるかと思うん
ですよ。冒頭事務局のほうに3日ほど前にこういった資料は届いてないねと聞いたら、一部届い
てましたけども、私の主観で申しわけないけど、早く委員会を済ませたいと、前に進みたいの
かどうかわかりませんが、検討して協議して行く上では資料は極力、まとめるのは大変でし
ょうけども、早めに提出願いたいと、これはまず要望です。それでちょっと質問に入りますけ
ど、資料要求でありました、検討委員会のほうで庁舎の位置、これについて質問します。当初
4カ所候補地を選定されておりましたよね。それが前回の委員会の報告の中で3カ所に絞られ
たということは聞いておりますが、4カ所から3カ所に絞られた。1カ所外れたところは、場所
は正確にどこでしたか。

庁舎建設対策課長

今日、比較検討資料の積み上げ資料を事前に配付させていただいております。当初は1つ
に穂波庁舎隣接地、2つ目に穂波地内の国道201号バイパス沿線の地、それと3つ目に飯塚
市地方卸売市場、4つ目に現在地。4つで当初の検討委員会での検討がなされた上で、の地
方卸売市場敷きが検討委員会の中で候補地から外れております。

小幡委員

の飯塚市地方卸売市場ですね、これが外れてます。検討委員会が外した理由を明確に教えて
ください。

庁舎建設対策課長

検討報告書の17ページに記載されておりますけれども、の17ページの括弧3の新庁舎
の位置についての標記でございます。検討の結果、の飯塚市地方卸売市場については新庁舎建
設に先行して、市場の移転が必要で費用、スケジュール面においても厳しく候補地としては適
さないという結論に達しという標記になっております。以上のような理由で4つの候補地から
外れた結果となっております。

小幡委員

これは先ほど言いました諮問機関である検討委員会の結論でありまして、これを執行部のほ
うも容認したということですのでよろしいですかね。

庁舎建設対策課長

その通りでございます。

小幡委員

もう一点お尋ねします。菰田地区と穂波のほうから9,000名の署名とともに議会のほう
に請願書、市のほうに要望書というような書類が届いているかと思っておりますが、それは確認され
ましたか。

庁舎建設対策課長

先ほど部長の説明でもございましたとおり、昨日、団体の名称が合併協定市役所建設推進委
員会という団体より提出されております。確認をさせていただいております。

小幡委員

届いてますね。これは届いてますが、この方々にこの候補地が外れた卸売市場が候補地から外れた理由とか、今日冒頭言われました庁舎建設位置は現地にするとといったような方針の説明を、団体とは言え飯塚の大事な市民ですよ、こちらのほうに何か報告するなり、どのように扱うか、今のところではどのように考えておられますか。

庁舎建設対策課長

今日の庁舎整備方針につきましては、広報等を活用して広報する予定でございますけれども、団体との協議につきましては今後検討していく必要があるかと考えております。

小幡委員

筋論の話しなんですけどね。要望書、請願書あたりの内容は今から検討するにしても、まず当初合併時の協定の中の項目に穂波でやろうと。新庁舎を建設する場合は穂波の地域でということも明確にうたってありますが、これをなんといいますかね、十分検討したというふうに私は思われぬですね。まずは穂波で建ててねという約束でしたから、穂波であらゆる努力をしてあらゆる場所、あらゆる金額を想定して穂波一円検討されたのかなという疑問が1点と、これに対して市民のしっかりとした穂波地区、また旧郡部の方々の意見を十分執行部が取り入れて、それで判断した結果、今日発表されました現地でいくというような結論でくるのであれば納得しますけど、何か軽々というか、早すぎるんじゃないかと思いますが、十分検討はし尽くしたという判断をなさっているかどうか、そこについてどう思われてますか。

総務部長

この案件については、検討委員会の中でも候補地を決める中でいろいろご意見がございました。そういった中で穂波地内を3地点という中で、他の候補地ということについての論議もございましたけれども、適当なところについては見当たらないということで、現在の形の中で穂波地内についてまずその状況を把握した中、そして市民意見の中でいう現在地というようなことでもございましたので、これを加えた中で審議をしまいったということで、十分に審議をしたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

小幡委員

十分な検討をされてないと私は言っているんですよ。あなたたちが十分な検討をしたかという質問に対して、さっちが検討委員会のことを引き合いに出されますけどね、検討委員会のメンバーの方にも聞いたけど、そんなに穂波に対しての場所の設定、これに対する協議の時間というのはものの何時間だったということも聞いております。基本的に現地も見に行っていない。201号沿線のパイパス沿いの農地と。どこの農地かも知らないみたいですよ。我々もわかりませんよ。どこを設定されてたか。1回でもそれを我々に提示されましたか。

庁舎建設対策課長

敷地面積を19,000平米というような想定で、
、
、穂波庁舎隣接地及び200号パイパス沿線の想定地の比較はする折に、敷地面積も表記しておりますけれども、場所的なものは資料の中で丸印をつけた位置図的な概略の場所を丸印をつけた図面で表記してお配りしているはずでございます。

小幡委員

あの、ゾーンは見たよ。穂波の庁舎がここだ、パイパスがここだ、現庁舎がここだと。いま言っているのは、地権者が何名おられて、どれぐらいの方が権利者がおられて、そういった検討をなさったのかなというのを聞いているんですよ。実際されましたか。

庁舎建設対策課長

場所の特定で表記はさせていただいております。ただ追加で配布させていただいております費用を積算する上では、概略でこのあたりでの積み上げというのは不可能なものがありましたので、ある程度特定した上で、積算の基礎資料の段階では特定はいたしておりますけれども、

最終的にこの場所でというような考え方で積算したわけでございませんで、エリアという考え方で積算させていただいておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

小幡委員

資料上は十分資料も説明も受けておりますので承知しております。今の旧穂波庁舎の隣接地においても移転するとすれば何件の家があつて、どれぐらいの方々の移転をしなくちゃいけない。201号バイパスの沿線の農地であれば、地権者が何名おられてこれぐらい移転しなければいけないと。そういった具体的な検討をまだやってないじゃないかというのが、私の言い分なんです。あなた方が机上の上で平米数を設定して、これぐらい移転費がかかるだろう、農地を購入すればこれぐらいかかるだろうというような比較で一覧表を4カ所書いて、ここが金がかかる、ここが安く上がるというような、憶測でものを言つては悪いんですが、この現地に建てたいがための資料づくりとしか見えないところが、箇所箇所あるわけですね。それで前回の委員会でも委員のほうから積算資料を出せと言うような説明もありましたが、その積算資料の具体的な中身もまだ私は検討してませんが、どうもそこにあてこめるがための資料づくりのような感覚がするんですが、実際に細かい穂波地区での計画に対して、そこまで踏み込んだ査定はしてませんよね。したか、してないかだけ。

庁舎建設対策課長

これは言われますとおり、場所の特定をした、例えば、におきます穂波庁舎隣接地及び201号バイパス沿線の敷地面積17,000平米、18,000平米等を各地としては特定はできかねますので、言われるとおり特定はいたしておりません。ただの積算の段階では丸印をつけたゾーン全体的な平均価格というような土地の価格というのは、ちょっと誤差があり過ぎますので、ある程度特定した中で逆算して平均単価を出して、大体この地域はこのくらいで積算すればというような形では積み上げておりますので、今の段階で、あくまでもこれは先日の特別委員会でも説明させていただいておりますけども、あくまでも想定での比較概算費用を、比較をしていただくための指標でございまして、今の段階でできる範囲で積み上げたつもりではございます。

小幡委員

だから、その説明はわかつてるんですね。現実はやつてないということですよ。机上の上での積算をされましたけれどね、それは理解しています。ただ、検討委員会のメンバーの方も結局は刷り込み的な会議なんです。冒頭、ここを建て替えた方がいいか、改装した方がいいかから入りましたが、だれが見ても改装より建て替えがいいだろうと。そういうことでは、まず進め方ですけど、一応確定が先に議題として上がれば、まず場所探しですよ。仮に、この農地がいいねという話になれば、改装なんかはないし、増築もないんですよ。新築からですよ。改装がいいか、新築がいいかというようなスタイルから入ると、もうこの旧庁舎ありきの話からスタートしているというような印象を持つと言つています。それはあくまでも印象ですから構わないんですけども、検討の仕方として、何で合併協議に拘るかということですね、位置の問題がしっかりと書いてあるんでね。いま口頭で合併協議のなんですか、重要案件だったんで合併協議の約束事は尊重してこの結果ですと。全然尊重してないんじゃないかというような感じを受けるんですが、それで、いつも市民の声をというような、開かれた行政としようちゅう耳にしますけども、それをすべて市民からの意見をあなた達は今アンケートで市民の意見を聞きました、市民から選ばれた協議会からの意見を聞きましたというようなことで、十分何か市民の意見も聞いたように受け取れますけれども、先ほど言ひました陳情、要望書が、請願書等が上がつてきているということに対して、まだ市民は庁舎の問題がどのように進んでいるか十分理解していない方がたくさんおられるんですね。その中で、もう軽々にこの場所でということを決つていいのかというのが1つ。決つてけるならもっと前に合併協議に即した穂

波での検討をもう少しされて、時期見て位置の決定はなさっても良かったんじゃないかなというのが一つあります。それと、あくまでもこの一覧表を見ますと、職員の定数ですか、人数が将来何名ぐらいと。現状の庁舎の大きさがこれぐらいだというような設定で平米単価をかけられて建設の費用等も出されています。現状はそういう出し方に対して文句はないんですけども、先だって来、12月に財政シュミレーションと出してくれという要望をしますけど、合併特例債の基本はインフラ整備からいって、治水とか、学校建て替えとかいろんなことがあるんですけども、残った予算といいますかね。これぐらいの予算の中で、まず優先順位からやっていった後にこれぐらいの予算は使えるだろうというのが庁舎に充てるお金かと私は思っているんですけどね。仮にそこで50億円しかなければ50億円に見合う身の丈の庁舎を建てるべきではないかと思っているんですが、これは先に平米数を出して単価でかけてありますけども、相対的な考え方、建設コストに対する考え方はどのように考えて今後進めていかれるおつもりでしょうか。

財務部長

庁舎建設の事業費のことに關してでございますが、試算する上でも規模ということが大事になってまいりますので、職員数からかけて平均の1人あたり平米、それで事業費がどのぐらいで概算になるかと。それと先ほど委員さん申されましたように、他の治水対策とか、学校の再編、そういう事業費やらも全体的に検討した中で庁舎に割り当てられる額とか、そういうことも含めまして本年中ぐらいまでに全体の、合併特例債も含めた中での調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

小幡委員

だらだら質問しても仕方ないでしょうけども、財政面は十分検討されて総枠、建設コストは考えてくださいね。これは要望です。それともう一点、先ほど言いました合併協議での約束事ですから、もうちょっと慎重に扱っていただきたいということと、穂波地区での検討が足りないということ。なおかつ今から市民の意見、これを十分聞いて検討していただきたいという、これは要望ですね。庁舎はあくまでも市の職員と議員と使う人たちのお城みたいなもんですよ。市民からすれば年に1回行くか行かないかぐらいの感覚ですので、先ほど上野委員も言われたけど各支所の扱いとか、そういうのを総合的に考えて、まあもちろん検討されているんでしょうけども、そここのところの進め方がものすごく、もちろん執行権でしょうから、執行部の言い方で進んでいくんでしょうけど、当委員会が何かお話を聞く場所というようなスタイルで何を検討しているのか、何をやっているのかよくわかんないんで、ここに座っとくのが退屈なんですよね。先ほど言いましたように、もうちょっと資料を早目に出されて、本当に市民の意見を聞くのであれば、議員の意見も聞いてください。この議員はあくまでも選挙で選ばれて市民の代表という認識でここに座っているんですよ。その意見がばらばらでね、あなたたちの進め方、先ほど言いましたけど、刷り込みの会議でそちらの方向に誘導されていくような会議のスタイルの中で我々が意見を述べる、その意見もただ議事録に残るだけ。こういうことを何回やっても無駄な気がしますので、本当にこの現地がいいならいいということで、じゃあ合併協議会に対する取り扱いはどのようにしたらいいかとかいうのも、議会とももう少し真剣に話し合って、じゃあ旧郡部の旧町会議員の方々とか、当時のね。その人たちにちゃんと説明に行くなり、何かこう、真剣にやってくれませんか。いきなり尊重しつつも、いろんな検討した結果ここに決めましたの一言で終わっちゃね、合併協議した方、もしくは旧穂波にということで合併に賛成された方々もおられますんで、ちょっとそこんとこの気の回しように足りないんじゃないかと、ここは要望とします。あと意見を述べる場所だけで、採決権はありませんので、現地に庁舎を建てることについては反対ではありませんが、穂波で検討も十分もう少ししていただいて納得しない限り、ここでいいという返事ができないということをおし述べておきます。

瀬戸委員

いま何度か合併協議に関する質疑等がありましたけれど、当初合併する前、2市8町で合併協議を行っておりました。2市8町のときに市庁舎の建て替えまで話が出て一応決定したと。それでは1市4町に変わったとき、何かこの新庁舎の、いわゆる建て替え場所について協議があったのでしょうか。1市4町になったとき。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:12

再開 11:24

委員会を再開いたします。

総務部長

合併協議の経過でございますが、会議録から説明させていただきます。発足の第1回目、平成16年12月13日月曜日でございますが、このときに議案が提出されておまして、その中の5号から10号が一括議案として審議をなされております。その中の第8号が新市の事務所の位置というところでございますが、これが当日審議に付されて決定という形になっておることでございます。その中に事務所の位置という形が入っております。

瀬戸委員

ということは、そのまま2市8町の重要事項で残っていた分を一括で、まあ庁舎建て替えの分もそれでいいと、そのまま継続したということですか。

総務部長

2市8町の中で庁舎の小委員会の委員長報告が、いま言いました穂波町地内とするという内容であったという報告が出されたことは事実でございます。それを基にと思えますけども第1回目の協議会で提案がされて、それが決定されたと、1市4町の第1回目の中で議案として提案されて、協議事項として、議案として提案されて決定がなされたというところでございます。

瀬戸委員

となると、ある程度合併協議が生きていると。これは一般質問でさせていただいたときに合併協議は生きておりますということの答弁をいただいております。私は、私も合併して1年目に市議会解散を受けたわけですね。在任特例を受けなかった。1年早めに解散をして終わったということで、合併協議を生かしておかなきゃいけないのかという気持ちもあったんですね。しかし、市としては今までこれだけの資料をもらいましたけど、きちっと合併協議に基づいた検討をしてきてあると私は思っています。先ほど言われました試算の問題でもある程度試算をきちっとして現在地が一番安いということは私は理解をしております。その中で、いま小幡委員も言われたけど、いわゆる旧穂波町、特に今いろんな要望書とか請願が来ている団体、多分穂波町、菰田、いわゆる市場のこの菰田の方々もその中に入っていると聞いております。この方々にはきちっとした、いわゆる私どもがいただいたような資料に基づいて真摯に理解をしていただくようなことはやっていかなきゃいけないかとは思っています。そういうことは、きちっとしていただくように要望をします。

委員長

他に。

八児委員

いろいろといま意見を出していただいておりますけども、最初に私はこう思うんですね、行政は継続ですからいろんな協議の中で決定したものはずっと継続していくということが、それは合併協定項目も異論がなければ、その前の項目が生きて残っておりうふうなことになっておるんじゃないかと思っております。そういうことで合併協定項目の重みが十分に理解されたの

であろうかということも再度私は問いたいと思います。4ページに協定項目の結果、そういう現所在地という形に4点にわたって書いてありますけども、現実にはですね、市長、私はさっき申したように合併協定項目がきちっとある。明文化されておる。これは基本的には条例に載っていないかもしれませんが、明文化されていることに対して、こういう形で覆されるということに対して私はいささか疑問を持つわけです。本当に市長が引き継いでこられた合併協定項目がこのような形でいろんな理由をつけて、4点について述べられておるわけでありましてけれども、これでもって穂波ではだめですよというふうな形でやられるのであれば、協定項目の重みが結局はないんじゃないかというふうに思いますが、この点について市長どうお考えですか。

総務部長

合併協定項目を覆したのではないかなというふうなお話でございますが、合併協定項目を覆したという、内容的にはですね、場所が変わっておりますが、私ども合併協議を最大限尊重する中で、市長も申しましたが、総合的に判断をさせていただきました苦渋の決断ということでございますのでご理解を賜りたいと。飯塚市の公共施設のあり方に関する実施計画、これを策定する際にも庁舎の記述に関しましては、合併協定項目、これが大きな論点となっております。新市になって策定する計画でもあり、市民の意見を聞きながら平成23年度を目途に建替工事等の実現の実施の有無について決定するとされておりますわけでございますが、今回の本整備方針も合併協定、また市民の意見を踏まえて将来のまちづくりに向けて総合的かつ慎重に勘案した苦渋の決断でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

八児委員

確かにですね苦渋というのはですね、簡単な言い方ではないと思いますけれども、しかしながらですね、現実にはこういう形にされたということは、実はですね、いろんな方に私もお話をしていく中で、正直いって合併協定項目でこういうことが入ってるんですよと話をするんですけども、これがなかなかですね、若い人たちには知っていない方がおられます。合併したときに、その前の2市8町が割れて1市4町になりましたという形の中で話をし、その中で基本的に庁舎は穂波で建てますよというですね協定項目が入っておりますから、私どもは、しっかりそれを市に求めていきたいと、そのようにお話させていただいております。そういうことで、若い方々がなかなかこの点について理解をされていない部分も多々あるんじゃないかと思っておりますし、こういう形で苦渋の決断をしていただいたという形にはなっておるかもしれませんが、やはり若い人たちに与える影響というものがあるんじゃないかと思っております。基本的にですね。いろんな意見として、2市8町、1市4町の中で協力してこういう協定項目を決定されて、異議がないという形の中で今日まできてると思うんですよ。だから、それに対して異議があればですね、いろんな形で問題提起がされておったんじゃないかと思っておりますけれども。ただ基本的に庁舎の位置については重要項目で3分の2の議決が必要という形も当然のこととしてわかっておられたと思うんですけど現実にはただ協定項目の中で、こういう形で紳士協定というですね、状況の中で結ばれてきたんじゃないかと思っております。そういう思いでですね、若い人に与える影響、また今後対外的に市がいろんな方々と協定を結ぶ中で、市は協定項目を言っても結ばないでいいんじゃないかというふうに受け取られることがあるんじゃないかと思うんですけども、再度この点について確認させてください。

総務部長

さきの本会議の中でも、一般質問の中でもありましたけど合併協定項目、これには法的な拘束力はないとされておりますが、最大限尊重すべき、努力すべきということについてはしっかり私どもも認識をいたしております。そういったことを踏まえた中で現在の新市の市民の御意見を賜る中で、総合的に勘案したなかで、協定項目以外の場所に判断をさせていただいたということでございますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

八児委員

それがですね、理解できないんですよ。書いてあるんですよ。だから、書いていなければ別にどこに決めようというんですよ。書いてあることに対して、これをほごにする形に今なってきたわけですから、これに対してどのように説明をされるかということが、基本的に今4点にわたってですね、述べていただいておりますけれども、この4点だけなのかということがですね、私は疑問に思うんです。4点だけなんですか、他にないんですか。

庁舎建設対策課長

位置の決定の判断の根拠といたしましては、そこに表記させていただいております。5点書いておりますけども、5点が現在地というような決定に至った根拠でございます。

八児委員

5点という形でありますけど、最終的にですね、これ5点がアンケートとかいう話がありますが、果たしてこれが正確性があるのかというふうなことも問われておるわけですよ。それと、もう一つ、やはり多くの方々は今後の飯塚市のあり方についてやはりどのようなあり方がいいのかということは、1つはやっぱり庁舎の位置に関係してくるのではないかとそのように思っておられるわけでありまして。だから、今の位置が本当にいいのか、やはり穂波の方がいいのではないかと。特に菰田地区の方々はやはり菰田に近い穂波が将来の大きな展望に立ったときに、そういうところがいいんじゃないかというふうな要望書なり請願書を今出しておられるような状況なんですけども。これ基本的にですね。ただ今の位置、経済的にどうか、アンケートでこのような形になりましたよというだけで、将来的な展望が1つも見えてこないというのモイカがなものかと思えます。基本的に何か所しか私も知りませんが合併によって建て替えをされておるところがあるわけですけども、やはり別な位置にかえられたりしてるともあるわけですよ。やはり将来の展望を見たときにですね今の位置よりもこちらのほうが利便性もあって、そして市民サービスがよりよくできる、そんな形ですね、位置の検討をされて最終的に現庁舎よりも別な位置がいいという形がいろんな形であって、そこにやはり経済的な形で多少の負担があっても将来はこういう形でもいいのではないかと、そういう市民のみなさん方のいろんな検討委員会の中でやられておるみたいです。正直いって検討委員会が20名かそこらですけど、多くの皆さん方の意見をですね、建て方についてはですね皆さん方の多くの意見がですね、そこには生かされてきております。それがやはり庁舎建てるときのあり方ではないかというふうに思います。そういう意味で市民アンケート、5000人位のアンケートをとられたということは確かにそれはそれで市民の方向性、意見があるということはわかってると思えますけども、飯塚市13万人いるんですよ、基本的に。そういうことで13万人のうちの5千人という重みはどこにあるのかというのはですね皆さん方が言われておる部分じゃないかと思えます。改めて、こういう形で方向性は出されたんですけど、これで市民の皆さん方に問うとか言う形は考えられていますか、これをお聞きしたいと思えます。

庁舎建設対策課長

冒頭の部長の説明で加えさせていただきましたけども、この整備方針を受けまして市民の方々の整備方針も含めたところで、今後の庁舎の機能等につきまして御意見をいただく意見募集の機会を設けております。改めてのアンケートというような形ではございませんで、自由な意見をいただきたいというような形で意見を集約する機会を設けさせていただきたいというふうに考えております。

八児委員

あのですね、やはりですね、いろんな意味で意見があると思うんですよ。やはり今たくさんの方が言われましたように今後の市のあり方、支所のあり方というのがですね、やはり問われておるんじゃないかと思っております。やはり経済的にはですね、そんなに費用負担をかけな

くっていくことが大事じゃないかということは当然のことですけれども、これから益々IT化になっていくんじゃないかと思っています、そういう意味ではそれを活用していくことも経済的にはすね大事なことじゃないかと思っていますので、十分です、そういうところを踏まえて支所のあり方、また本庁のあり方についてです、もう一度、少しです、丁寧に市民方の声を聞きいただきたい、そういう形で要望させていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

石川委員

市長の冒頭の表明の中で調査問題検討委員会の答申を尊重された方針かなと感じております。合併協定書にあります新庁舎は穂波町地内とするという、これはですね、検討委員会の方でどのくらい審議されたのですか説明をお願いいたします。

庁舎建設対策課長

庁舎問題検討委員会に係ります合併協定の説明につきましては、第1回目の庁舎問題検討委員会におきまして庁舎検討に至った経緯の中で説明をさせていただいております。今の質問委員の言われますように、前回にもお答えさせていただいておりますけど委員の方々には合併協定項目自体に縛られた議論をせざるを得ないのかというような質疑が多く出ておりました。その中で説明させていただきましたのは、アンケートを踏まえまして庁舎の問題検討委員会というのは、今現況での市民の方々の意見を集約する機関として設けさせていただいておりますということを確認させていただいて議論をいただいております。合併協定項目の判断につきましては、それを受けて行政がどう判断するかというようなことでの論点ということと考えていただいて結構ですという形で議論、自由な意見をいただいた結果の最終的な報告書でございます、今の質問委員の御質問については、いまのような答弁でしかしかねるんですけども、庁舎問題検討委員会での合併協定ということにつきましては、冒頭にこういった経過がございましたと、ですけれども今現状の状況としてはどういう御意見かという集約機会としてこの機関を設けさせていただいておりますという形を会議の中間でも御質問がございましたのでご説明をさせていただいております。

石川委員

合併項目、私の記憶では40項目あったかなと思いますが、その中で一番大きな問題はやっぱり庁舎の位置だと私は考えております。そういう中で検討委員会の中で投げかけみたいな形の誘導といったら失礼ですが、そういうことをされているのかなと、私としては当然、いちばん大きな問題というのは執行部の方もやっぱり頭にあつたろうと思います。そういう中ではですね、やっぱり地域の代表23名でしたかね、そういう中でですねある程度議題として新庁舎は穂波町地内にするというのをいろんな意見を、私は聞くべきだったんじゃないかなと思うんです。課長の話だと少しぼかしたような形の中での意見というようなことを聞いたというふうにしか取れないんですけど、その辺もう一回お願いします。

総務部長

検討委員会の中で課長も御説明いたしました、大きく、位置の関係でいえばですね合併協定項目を尊重すべきだという御意見それと、まちづくりの観点から、それから費用効果という中で意見の出たのが合併協議、それから将来に向けてのまちづくりという中で、それで位置を決定する段階で、まず第一として穂波地内ということがございましたので、穂波地内での位置について検討していただくと。そして、市民アンケート中、先ほども言いましたけど、1次の公の施設の見直しの中で市民の意見を聞きながら決めていくんだということで実施計画の中でうたっておりますので、市民に意見を聞いた、その市民の意見、アンケートを踏まえた中で多かった分を、現在地ですよという中で絞り込みをさせていただいたというところでございま

すので、合併協定、これを尊重した中で検討委員会の中でも協議をしていただいたというところでございます。

石川委員

これは個人個人見解がありますからですね、我々議員と執行部とはまた立場が違いますので、私にすれば検討委員会の中で庁舎問題の位置を本気で真摯な気持ちで協議したと言うふうには受け取りません。そういう中ですね、市長は先ほどもう表明をされましたけどですね、そういう中で今後はですね、表明されたことに対する説明責任というのは、どういう方法を考えてありますか。

副委員長

暫時休憩します。

休憩 11:45

再開 11:45

委員会を再開します。

総務部長

今回、整備方針を出させいただきました。今後は基本計画を策定するにあたりまして今この中で決めておる事項、これ自体が方向性として出さないことには次へ進めないと、基本計画が策定できないのでその大きな要件を、骨子になる部分を今回出させていただきました。これから基本計画という形になってまいります、その基本計画につきましては、当然市民の皆さまへのパブリックコメントも含めて、そういったご意見、説明責任、そういったものを真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

石川委員

ちょっと私がお尋ねしたいのは、もう少し詰めた具体的な説明責任の仕方というのをお願いしたいんですけど。市民に対してです。市民に対する説明責任でございます。もう少し申し上げますと、一応私は今回は穂波地区からの選出議員として出させていただいております。そういう中でやっぱり合併問題、平成16年ぐらいから始まりまして、それこそまさに合併期限ぎりぎり難産の末、1市4町が誕生いたしましたけれど、こういう中で旧穂波町では反対の意見がかなり多かったわけなんですね。そういう中でその風あたりが弱くなったのは新庁舎は穂波町地内とすると。それに対してもですね、本当だろうかといろいろありましたけど、最終的には合併協定書にきちとうたうと、それが市民の皆さんに、穂波町民の皆さんに知れ渡ってからかなりやっぱり風あたりが弱くなりました。私ごとですけど当時私は穂波町の税務課長しておりましたので、いろんな地域にやっぱり説明に行ったりとかですねしていました。そういう中で私が肌で感じて、庁舎は穂波地内ですということで、かなり穂波の方はまだそれを信じてある方がたくさんおっております。そういう中で、地域エゴにこだわってはいけないとは思いますが穂波地区の住民の方に、どんな形で説明を、説明責任をされていくのかをおたずねしてるわけです。

総務部長

今日、整備方針につきまして報告をさせていただきました。これから基本計画に進むわけでございますけど今質問者の言われましたことにつきまして適切に対応してまいりたいとこのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

石川委員

私たちも議員ですからですね、やっぱり地元の方々にはそれなりの説明責任もあります。その中で、これは市長にお答えいただきたいんですが、信ずるとという言葉がありますよね。漢字でつかうと信用とか信頼とか、信義とかそういう言葉がたくさんあります。そういう中で、こ

れは市長の見解でございます。信義という言葉です、どういふふうを考え、思っているかですねお答え、お願いいたします。

市長

言葉の解釈はいろいろありましようけども信義ですか、やはり真実に基づいた行動であり、発言であると、信を守ることと思えますけれども。今の質問者のお話の流れの中で、私が聞きながらですね、何で合併をしなければならなかったのかと思ったり、合併をする意味は何だったのかなと、反対したのは何でだろうかと。それで進めて行った時に、私が中にたまたま、たまたまという表現はおかしいですが、市長という職を与えられて、中の数字を見たときに旧町のその財政状況で合併しないですと、穂波であろうと、穎田であろうと、庄内であろうと、筑穂であろうと、そのままの町が存続でき得たのかなと、本当にそこに働いてる職員の皆さんが市民の皆さんに穂波の財政状況は、飯塚の財政状況は、穎田の財政状況は、庄内の財政状況は、筑穂の財政状況はこうなんですと、このままでいって十二分に10年でも20年でもこの町は存続できると、だから、我々としてはしたくないんですよという発言をされたのか。この時期と一緒にやっぱし考えていかなきゃいけない、基礎自治体の状態がこういふふうな状態で、全国的になってますと、だから我々としては、今これを進めておかないと将来の市民の皆さんに負担をかけるんじゃないかと、だから合併をしなければならぬという判断になったんですよ。そういうところの原点をどれだけ市民の皆さんに今の1市4町の住民の皆さんに説明をされたのかというふうな気がします。私自身も中身を知りませんでしたから、飯塚市の財政状況がどうだったか。穎田どうだったか、庄内がどうだったか、穂波がどうだったか知りませんでした。中に入って初めて、これだったら合併しとかなないと大変なことになると、将来のこの地域に住む上において、このまちの活性化を含めたまちづくりをしていかなきゃいけないなという思いの中できたわけですし、そのときの状態を私は市の職員の方にもみんな本当にその状態を筑穂であれ、穎田であれ、庄内であれ、穂波であれ、飯塚であれ本当にちゃんと説明したのかなというのが大きな疑問であったわけですし、今後のまちづくりの合併において、お互いがやはり成長していこうと、伸びていこうと。私が市長になったときに初めて飯塚は1つだという判断の中で今進めていかしていただいている1つの判断、今日のこの判断もその1つとしてさせていただいたわけでございます。

石川委員

最後にですね。要望で終わらせていただきます。旧穂波地区ですね、各自治会を回ってとお願いしたいんですけど、そこまでは言いません。5つの小学校区がありますので、その校区には市長自ら出向いて説明責任をしていただきたいということを要望いたしまして終わります。

小幡委員

2点ほどお尋ねします。今石川委員が言われたように合併の時の納得の一つに、穂波の方々は穂波でできるんだなというのがあったのは事実ですね。私も合併時議員でいましたが、のがみの隣の、旧のがみさんとこの駐車場、あれを飯塚市が購入するに当たっては各郡部の議員さんは庁舎をここに建てるつもりだろうと。そのため土地を買ってるのではないかというような意見が出たのも記憶に残っておりますが、その当時の市長はそういうことはありませんと合併協議を守ってきっちり穂波で建てますので、その駐車場内購入するのは、あくまでも住民の車などの往来が激しくなるので購入しますと説明をしていますよ、当時ね。ここにおられる執行部の方々もまだ記憶残ってると思いますが、そのときはね、土地を買うときに当たってはちゃんと守りますと合併協議をね、穂波に建てますよというような説明をして。ここに来て穂波の方は苦渋の選択というようなことで言われましたけども、これで住民の方々が納得されると思ってるかどうかだけお尋ねします。

副市長

私は当時、総務課長で駐車場敷きを買いましょうと言った張本人室です。当時、質問委員が言われた様に、当時の市長が穂波に建てましょうと言ったということは私の記憶には正直ありません。これは合併協議の話がちょうど持ち上がったときに買おうとしたわけです。そういったときに、その時は2市8町でしたから、変に飯塚市が庁舎横を買うと合併に支障があるのではないかということで最終的には断念しました。もともと買うということは本庁、今現在少し前の道路敷きが広がっていますが、国交省の方からはその間を広げたいからそこを売ってくれということで庁舎敷きを売りました。そうすると正面玄関の駐車台数がかなり減ったので、市民の方々の利便性を考えると、その土地を買ったんじゃなくて、元々持っていた駐車場敷きを立体駐車場にしようというのが私の総務課長としての計画だった訳です。ただ、それを行ったときには、合併協議に支障があるから、まだ話が持ち上がった時でした、まだ合併はなっていませんでした。ただそういう支障をきたすから、そういうことで合併協議に支障があってはならないということで、予算は通っておりましたけども、最終的にはその予算は流しました。それが実体であります。それともう一点は市長がですね、穂波に建てるということは合併もなっていない時にそういう発言はなったら それともう一点横の、のがみの横についてはですね、これは諸々々々の、いま職員は有料でやっていますがいろんな意味で第二公用車の置き場とか、第2別館持っておりますが、第二別館の横の、のがみの横を買ったときは、他に持っていられるよりも何らの形で公用敷きとして確保していたほうが非常にいいであろうということだけで、これが庁舎云々と一切関わりがなかったことだけは申し上げます。

小幡委員

質問は、それは質問してません。折角答えられたのでいいですが、のがみの横の駐車場を買うとき合併協議が進んでる時に当時は合併してませんよ。各合併をしようとする町会議員の方々が飯塚市が土地まで買ってここに建てるつもりであろうという意見がたくさん来たときに、各市長町長はそういう説明をするに当たってね、合併協議の内容はちゃんと守りますということ、ちゃんと各町会議員に伝えたということ言ってるんですよ。それは質問をしてないんですよ、そういう状態において、安心させとってというようなふうに思われるよということ言ってるんです。だから今の執行部の説明で旧穂波の方々がね、飯塚市の現地に庁舎を建てることも、それで理解していただけるかどうか、どう思ってますかという質問したんです。それに教えてください。

副市長

多少私に誤解がありますようで、今質問議員言われるようにのがみの横を買ったときに、旧町のほうからそういう懸念の声が出たということは私の方も正直伺っております。ただそういうときに合併になれば、合併の協定項目は守りますよということは、内々市長が言われたかどうかということは私も承知しておりませんが、ただ、今先ほども冒頭に総務部長が説明しましたけど、議事録を見ますと5号議案から9号議案ですか、一括して審議されて、その中の説明では、あえて総務部長が配慮して言わなかったと思うんですが、当分の間本庁は現庁舎でいこうということだけしかですね、その説明の中ではあってなかったんですね、正直言って細かい議論はあっておりません。ただ重要項目の事項の中で穂波地内にするということは、非常に重みがあるし大事なことだということは我々行政も認識していますし、当時の首長あるいは議員さん方も十分その認識は私はあったものだというふうには思っております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:58

再開 11:58

委員会を再開いたします。

副市長

さきほど来、いろいろ地域の方、住民の方に説明が必要でないかということは、我々も先ほど担当部長以下言っています、ただ穂波の方がそれで十分納得されるかどうかということ、我々としてはこれを市長が苦渋の決断をされましたのでぜひ納得をしていただけるように丁寧に説明をしていかなければならないというふうには思っております。

小幡委員

私はそこを聞いたかっただけなんですよね。結局は十分納得されてないであろうと、市民の代表として言ってるんですよ。石川委員が言われたとおり説明責任、ちゃんとした納得できるような説明を十分に執行部の方は市民との対話をね、やってくださいと。穂波にいいところがなかったからここに決めたちゃいましたと。合併協議のことはちゃんと十分検討したけど苦渋の決断でしたということだけじゃ市民は納得しないと思うんです。もう1点、最後位置はいろいろ喧々諤々今からいろんな問題がおこると思いますが、建設スケジュールとしてはこの庁舎は何年に完成予定で今進めようとしておられますか。

庁舎建設対策課長

今の段階では整備方針の5ページのスケジュールにおいても書いておりますとおり、合併特例債の活用期限の延長というのがまだ明確にされておられません。その計画次第によっては手法等も変わりかねませんので、今の段階でいつまでというような計画がはっきり言える状況ではございませんので、その延長がわかり次第、今の段階としては平成27年度の期限を目標に予定を頭に入れて計画を立てざるを得ないというような状況でございます。

小幡委員

180回国会かね、まだ審議中ということで決まってないからですね、期限年長は。合併特例債の期限は平成27年度中までに建てなくちゃいけないという理解の上では、いまの位置、早目に決めないとというのは理解できるんですね。ただ、今いうこんなに早くもう場所まで決定しなくちゃいけないのかなというのが頭にあるんですよ。みんな想定は伸びるであろうという想定の中で、じゃあ3年、4年と建設はかかるという答弁を何回もされましたよね。でいけば、27年度の完成は難しいんじゃないかなというのが基本にあるんで、期間的には延びてもらわないと庁舎が建てられなんですよ。そういう意味でいえば、もう想定ですからあくまでもスケジュールも想定でしょうけど、何年度までに延びるとすれば何年度までに完成と。それから逆算して位置の決定はあくまでもこれまでに決定しなくちゃいけないと。それにおいてはその期間に住民にもきちっと説明する時間も考慮して決めていけばいいかと思うんですが、いま言ったように庁舎の完成時期も曖昧な上であまりことを進めるのもどうかと思いますので、そこんこの状況を国なり県なりにもうちょっと飯塚市としては詳しく推移、どうなるのか、検討をしっかりととってください。これは要望で構いません。

副市長

いま担当のほうで、まあ合併特例債の延長そのものが決まっていなから、ちょっとあれですけど正直完成時期は今の合併特例債の27年度ということを経済的には考えております。最終的には27年度中に予算化しておけば、繰越もできますけど、平成29年3月までに建ち上がればいいんです。今の合併特例債。27年度中に、だから28年の3月が27年度中ですから、もう1年、だから29年の3月までに建ちあがるような予算措置ができておけば、27年度中の合併特例債でいっておりますので最大29年の3月までには何とか今のところやりたい。もちろんこれは基本計画とかいう中でもう少し詰めて、先ほど言われたように、住民方への説明も必要でしょうし、そういうことをある程度クリアしながらやっていきたい。ですから本来から言えば28年の3月までといきますと、多少きついところもあれば、少し次年度にずれても、それは今の現行での合併特例でやっていけますので、その範囲内で基本的にはやっ

ていきたいというふうに思っております。

八児委員

市長に反論するわけじゃないんですけども、合併して6年ぐらいになるわけですけども、もともと2市8町で合併をするという形で、大前提で大きなですね、なりものいりかどうか、いろんなイベントを設けられたりして、合併したらこうなるんだという話がありました。その中で市長の言われるように財政的な大変厳しい状況が来るんだと。だからするんだという話がありましたけれども、実は桂川町は合併してないんですよ。これを引き合いに穂波では出してこられるんですよ。桂川町はやっているやないかと。大変厳しい状況はあるとは確かに言ってますよ。言っておるけれども、桂川が厳しい、厳しいといっても結局存続しておるではないかというふうに、こういう反論が返ってくるんです、穂波においては。なおかつ穂波が合併から、まあ都市は南に発展するというか、南側の穂波のほうがいろんな建物が建っているような経済活動が活発に行われておると。こういう状況を穂波の皆さん方はよく知っておられますから今になっても合併せんでよかったんじゃないかというふうなことを言われるわけですよ。だから、いやそうじゃないですよと、こういうことだったからということ、市長の言われることを言いますけれども、ならおまえ庁舎の位置についてはきちっと守ってもらわなというふうなことに基本的に市民の感情としてはあるんですよ。こういうことを市長は知っていただきたいと思います。だから一概にこういう、もう時が経ってますから、5年も6年も経ってますのでこういう状況になっているような市民感情があるわけでありまして。だから、基本的に協定項目をきちっと守っていきさえすれば、皆さん方、さっき話したとおり納得されるんですよ。だからこら辺のことをしっかり皆さん方は踏まえて話をしていただきたい、検討していただきたい、というのが本筋じゃないですか。いろんな筋交いをしておられるかもしれないけど、基本をきちんと真っ当にやっていくということが大事ではないかということ、やはり市の方針としてなければいけない。このように申し述べさせていただいておきます。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

お諮りいたします。庁舎建設に関することについては継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、庁舎建設に関することについては継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして庁舎建設特別委員会を閉会いたします。